

コロナ禍で苦境にある難民申請者や移民への緊急支援要請

2020年7月22日
移住者と連帯する全国ネットワーク

新型コロナウイルスによる世界的なパンデミックのなか、私たちは5月8日、「移民・難民緊急支援基金」を立ち上げ、公的支援をまったく受けられない難民申請者や仮放免者、帰国困難者、公的支援に容易にアクセスできない移民、計1,007人（7月20日現在）を支援してきました。今後、コロナ感染拡大がいったん収まったとしても、これら難民申請者や移民の方々の苦境は、さらに続くことが必至です。

私たちは今後とも、これらの人びとに寄り添い、支えていきます。しかし、これらの人びとの数は途方もなく多く、また、これらの人びとの苦境は、政府からも地方自治体からも放置されるなら、時間の経過とともに、それこそ病死、餓死、自死に至るまで切迫していきます。

日本社会に共に暮らすこれらの人びとに対して、政府と地方自治体は次のような緊急の支援措置をただちに講じてください。

1. 国境封鎖や諸般の事情により帰国できないにもかかわらず、住民登録の対象外ゆえ公的支援をまったく受けられない難民申請者や仮放免者を含む非正規滞在者、短期滞在者などに対して、特別定額給付金10万円を支給してください。
2. 国境封鎖や諸般の事情により帰国できない短期滞在者、難民申請者、仮放免者などの非正規滞在者に対して、コロナ禍という非常事態を考慮したうえで、就労可能な在留資格を付与してください。
3. 健康保険のない難民申請者や移民に対して、すべての医療機関で無料あるいは低額で診察・治療ができるようにしてください。
4. 仮放免者や短期滞在者などの場合、家賃が生活を圧迫しています。住宅を喪失しないために公営住宅あるいは宿泊施設を提供してください。
5. すべての留学生および朝鮮大学生に対して、学生支援緊急給付金を支給してください。
6. 現行の外国人に対する生活保護の運用を改め、生活に困窮するすべての外国籍住民に適用されるようにしてください。
7. すべての難民申請者を、外務省による支援（難民認定申請者緊急宿泊施設での受け入れや保護費支給）の対象としてください。
8. 住居確保給付金をはじめとする福祉制度やその他の支援金の手続きについて日本語を母語としていない方でもわかりやすく広報するとともに、実態に即して利用要件を緩和し、また柔軟な手続きを可能とする等、困窮しているすべての人がもれなく活用できるようにしてください。
9. 公的支援を受けられない難民申請者や国境封鎖によって帰国できない移民などを受け入れている民間のシェルターに対して、財政支援をしてください。
10. 移民を支援する国際交流協会や労組・市民団体に対して、同行支援・通訳支援ができるように、財政支援をしてください。

これらは、緊急の暫定措置としてただちに実行してください。

「新型コロナ 移民・難民緊急支援基金」中間報告 (2020年5月～7月) ～増補版～

◆2020年5月8日、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）は、「新型コロナ 移民・難民緊急支援基金」を立ち上げました。8月までの4ヶ月間で2000万円の基金を集め、公的支援をまったく受けられない難民申請者や、公的支援に容易にアクセスできない移民の方々に、緊急支援として一人3万円ずつ渡そう、と始めました。

◆移住連の会員（団体：95／個人：435）のネットワークを活用して、全国各地の会員が、日々接している支援対象者の申請書を作成し、それを移住連「基金運営チーム」（8人）が毎週月曜日に点検し、翌日の火曜日から会員に送金し、その会員が支援対象者に渡す—という作業を5月25日から開始しました。

◆基金への募金を呼びかけてから、全国の市民団体・労組・教会関係者や、新聞・ラジオ・SNSで基金のことを知った市民から多額の募金が寄せられ、カリタスジャパンやアユス、庭野平和財団、ウエスレー財団からコロナ緊急助成金をいただくことができました。

また、READY FOR「新型コロナウイルス：拡大防止活動基金」の助成も決定しました。

◆7月20日現在、基金にはすでに募金 23,364,528 円と助成金 14,490,000 円が寄せられ、1,007 人の方々に支援することができました。

◆移住連では、当初の基金目標 2000 万円から引き上げ、より多くの方々に支援することにしました。なぜなら、支援対象者の状況は、下記Ⅲにあるように、あまりにも過酷であり、そしてその数も、今後増えていくことが確実だからです。

Ⅰ. 募金・助成金額と支援人数

基金集約日と 支援開始日	1週間ごとの 募金	基金総額	助成金の内訳	支援した人数
第一回 5月25日	6,280,500円	6,280,500円		186人
第二回 6月1日	1,228,000円	10,008,500円		144人 (累計330人)
第三回 6月8日	3,789,999円	14,798,499円	・カリタス 200万円	152人 (累計482人)
第四回 6月15日	1,649,000円	17,437,499円	・アーユス 50万円	85人 (累計567人)
第五回 6月22日	2,508,300円	19,945,799円	・庭野平和財団 100万円	72人 (累計639人)
第六回 6月29日	2,986,060円	22,931,859円	・ウエスレー財団 99万円	111人 (累計750人)
第七回 7月6日	3,199,100円	26,130,959円	・READYFOR基金 1000万円	129人 (累計879人)* 基金残高不足のため7月13 日に実施
第八回 7月20日	1,723,569円	37,854,528円		128人 (累計1,007人)

II. 支援した人たちの内訳 (第1回～第6回)

年齢別		国籍別			在留資格別		
0-9歳	75人	トルコ(クルド)	269人	南スーダン	2人	なし	62人
10-19歳	76人	ジンバブエ	2人	バングラデシュ	17人	超過滞在	63人
20-29歳	160人	フィリピン	50人	ミャンマー		仮放免	427人
30-39歳	177人	ベトナム	58人	(ロヒンギャ)	20人	特定活動	98人
40-49歳	146人	ルワンダ	2人	ブルンジ	3人	短期滞在	66人
50-59歳	95人	ネパール	17人	チリ	1人	(うち難民申請中)	
60-69歳	21人	ミャンマー	68人	チュニジア	2人		216人
70歳以上	4人	ペルー	11人	フランス	1人		
		中国	10人	インドネシア	7人	永住者	4人
性別		イラン	30人	ブルキナファソ	3人	定住者	5人
男性	474人	エチオピア	23人	タンザニア	1人	日本人の配偶者等	6人
女性	279人	ガーナ	10人	米国	2人	永住者の配偶者等	1人
その他	1人	カメルーン	5人	コンゴ	6人	家族滞在	2人
		ギニア	4人	ウガンダ	15人	日本国籍	1人
		キューバ	1人	タイ	1人		
		スリランカ	24人	トルコ	5人	技術・人文知識・	
		ナイジェリア	14人	シリア	1人	国際業務	2人
		モンゴル	2人	ブラジル	1人	技能	1人
		韓国	4人	カンボジア	26人	医療	1人
		バキスタン	11人	ロシア	1人	留学	6人
		リベリア	3人	二重国籍	1人	技能実習2口	4人
				無国籍	2人	就学	2人

* 移住連/なんみんフォーラム会員から寄せられた支援要請申込リストから作成。
 なお、申込書の不備の再申請などがあるため、内訳人数は概数値。

III. コロナ禍/制度的差別による難民申請者・帰国困難者・移民の苦境

コロナ禍によってさらに苦境に陥っている人びとの状況を、会員からの支援要請申込書(5月22日～6月29日)から抜粋します。

なお、支援対象者の個人が特定されないように、国籍などを適宜省略しました。

1. “3密”となった入管収容所から仮放免、しかし……

超過滞在などで在留資格をなくした移民は、入管局の施設に収容されます。

そこから仮放免となった場合、就労はできない。また住民登録がないため、健康保険にも入れず、特別給付金10万円など公的支援は受けられない。家族や友人・知人、あるいは民間のシェルターに身を寄せて、しのいでいくしかない――。

◆ 3年間収容されていて、仮放免で出たばかり。所持金は3万円。(40代の男性)

- ◆離婚して息子に頼っているが、息子には家庭があり面倒をかけたくない。血圧が安定しないが、保険に入れず、医療費もかかるため、困窮している。（60代の女性）
- ◆夫と離婚し、シングルマザー。5年前、肝臓を悪くして大手術を受けたが、それ以来健康状態は思わしくない。（30代の女性）
- ◆以前に仮放免下で難民申請をしていたが、仮放免条件違反（就労）を理由に再収容され、今月初めに数年ぶりに仮放免。知人宅に居候させてもらっているが、生活費にも事欠く状態。（40代の男性）
- ◆20年にわたって難民申請を続け、仮放免の状態。コロナ禍でますます困窮。（40代の男性）
- ◆近隣の友人に支えられて生活していたが、友人たちも収入が減少し、支えきれなくなった。家賃は何とか待ってもらえているが、食料もなくフードバンクでしのいでいる。（60代の男性）
- ◆就労ができていたころのわずかの貯えと友人からの支援でなんとか生活していたが、お金が底をついている。家賃の滞納も続いており、ガスと電気は止められた。（30代の男性）
- ◆4月初めに仮放免が認められたばかりで、所持金はほとんどない。精神的な病などを発症しているが、1回通院すると交通費と診察料・薬代に1万5千円～2万円かかり、困窮している。（50代の男性）
- ◆3年間収容されていたが、5月に妻が死亡し、仮放免許可が出た。しかし当面の生活費がない。（50代の男性）
- ◆今月に入り体調を崩し入院。いま退院してシェルターに滞在している。食事療法をしなければならないが、それが十分にできない。（30代の男性）
- ◆難民申請を複数回申請したため、RHQ（難民事業本部）の保護費対象外。知人にお金を借りて何とか生活していたが、知人もコロナ禍で職を失った。（40代の男性）
- ◆コロナ感染の疑いで医療機関にかかった。20万円ほど必要だったが、支援者から出してもらった。（30代の男性）
- ◆日本人の父から認知され日本国籍を持っていたが、両親が離婚後、父から認知無効の訴えを起こされ、日本国籍がはく奪され、超過滞在者に。現在、入管へ出頭して仮放免中。実の父を探しだし認知請求を予定しているが、コロナの影響で調停はまだ入らない。無職で生活費もない。（30代の男性）
- ◆友人にお金を借りて何とかゲストハウスの滞在費を支払っていたが、友人もコロナのあおりを受け困窮しているため、支払いが難しくなった。ゲストハウスの滞在費を支払えなくなるとホームレスもやむを得ない状況。（20代の男性）
- ◆癌のサバイバーで、定期的に病院に行き検査が必要だが、コロナの影響で病院に行けなくなった。難民事業本部の支援もなく、また支援団体のサポートも縮小されてしまった。（50代の男性）
- ◆10年前、母国での迫害を逃れるためランジットで日本に入国。難民申請をしたが許可が得られず、1年間収容された後、日本人が保証人となり仮放免された。自営業を営む同胞の助けを得て暮らしていたが、彼らもコロナ禍で困窮し助けを得られなくなった。（50代の男性）

- ◆在留資格が「技術・人文知識・国際業務」であったが、コロナ禍で内定取り消しにあり、在留期限も切れてしまった。（30代の男性）
- ◆仮放免中なので働けず、年金暮らしの日本人の夫に依存せざるを得ない。（50代の女性）
- ◆4年にもわたる長期収容で、身体はボロボロ。血圧が大変高く体調も悪いが、病院に行きたくとも診療費が払えない。家族はコロナ禍で仕事がなくなった。（50代の男性）
- ◆結婚していて、妻は生活保護を受給中。在留資格がないために、妻の生活保護の扶養家族として認められず、少ない保護費で生活していたが、夫婦間の関係が悪化し、別居して独り暮らし。現在の所持金は1000円ほど。（40代の男性）
- ◆マスクや消毒液など衛生用品の購入で負担が増加し、さらに乳児用のガーゼなど必需品も上がって生活が苦しい。（20代母と乳児）
- ◆コロナ禍でイタリアに住む娘家族からの送金もなく、所持金は3万円。（50代の夫婦）
- ◆生活全般の援助をしてくれた教会にコロナ禍で寄付がほとんど入らなくなったので、今までのような支援が受けられなくなった。（50代母と幼児、40代母と子ども）
- ◆3人の子には在留資格があり、大学生の娘がアルバイトをしていたが、コロナ禍で解雇。ほとんど収入なし。（40代夫婦と子ども3人）
- ◆長期間収容されていたこともあり、精神を病んでいる。子どもが学校に通っているためお金がかかるし、健康保険にも入れない。（40代の男性）
- ◆子どもはみな学校に通う年齢で、お金がかかる。夫婦とも精神疾患があるが、保険がなく、大変困窮している。（30代の夫婦）
- ◆事故で怪我をしたため、治療中。このことで精神的なダメージもあり精神科の治療も受けているが、健康保険がないので、とてもお金がかかる。また、子どもにもお金がかかる。（30代の男性）
- ◆高血圧とヘルニアの持病があるが、保険に入れない。もうじき子どもが生まれるが、安定した収入がなく、とても不安だ。（30代の男性）
- ◆子どもが小学校入学だが、学用品が揃わない。病院の治療費が全額負担のため生活が成り立たない。（30代の男性）
- ◆家族5人全員が仮放免で仕事ができない。友達や親戚に金を借りて何とか食いつないでいる。家賃や光熱費、子どもの教材費も遅れている。（40代の男性）
- ◆家族5人全員が仮放免。夫が暴力を振るう騒ぎもあった。子どもたちへの暴力は減っているが、いつ再現されるのか不安。（40代母と子ども3人）
- ◆今年4月、兄弟で入管収容所から仮放免された。シェルターで生活を始めたところ、火事にあいシェルターが焼失。現在、保証人の友人の家に居住させてもらっている。火事の時、火の回りが早かったので所持品の大半が焼失。（30代と40代の兄弟）
- ◆仮放免されたが、収容による体調悪化。妻は以前より心臓病を患い、娘は母国での迫害により精神疾患を発症しているため、医療機関にかかりたくても、お金がなく困っている。（50代の男性）
- ◆仮放免されたが、収入がない。まだ2歳の子に満足な食事を与えることもできない。（30代の男性）

◆家族5人全員が仮放免。現在、在留資格を求めて裁判中だが、コロナ禍でわずかなアルバイトもなくなってしまい、学業の継続が難しい。親戚や友人もおらず、日本人の支援者が頼りの生活。（高校生）

◆コロナ禍で、教会の活動が停止しており、「いつまで援助できるかわからない。別に仕事も探してほしい」と言われているが、在留資格がないので仕事はない。（50代母と大学生・高校生の娘）。

◆就労資格をもつ妻の収入と、同胞コミュニティの支えで何とか生活していたが、コロナ禍で妻の収入が激減。コミュニティも打撃を受けているため、助けを得られない。夫は高血圧のため服薬が欠かせないが、無保険のため医療費の捻出も難しい。家賃や光熱費の支払いも滞っており、2人の子どもは幼く、困窮するばかり。（40代の男性）

◆夫が家計を支えていたが、コロナの影響で労働日数が半分に減少。現在、妻は妊娠5カ月のため定期的な妊婦健診を受けているが、住民票がないために妊婦健診券の交付を受けられず、毎回数万円の支払いが求められている。1歳の娘も抱え、きわめて困窮。（30代の夫婦）

◆妻のアルバイト収入で生活してきたが、仕事量が減り、フードバンクを利用するようになった。（50代の夫婦）

◆妻の収入で生活してきたが、出産したばかりで仕事への復帰ができない。近隣に住む親戚も仕事が減り、経済的に頼れない。（20代の男性）

◆夫婦とも仮放免で、息子家族と暮らしている。息子はレストランを経営しており、両親を支えていたが、コロナ禍で収入が激減し、レストラン自体、経営破綻の危機にある。妻は糖尿病の持病があり定期的な通院と服薬が必須だが、保険がないため、医療費の100%が息子夫婦の負担となっている。（70代の夫婦）

◆お金を貸してくれる友人たちがコロナ禍で失業し、頼むことができなくなった。夫は心臓病を抱え、妻は統合失調症。近所のコンビニのオーナーが食料を提供してくれて、なんとかしのいでいる。（50代の夫、40代の妻、子ども、幼児）

◆息子が生活を支えているが、息子の仕事が減り4割の減収。通院が必要な持病があり困窮している。（50代の女性）

◆妻の母（義母）の支援を受けて生活していたが、義母の夫（日本人）が他界したことと、コロナの影響で義母の収入が激減したことから支援が受けられなくなり、収入がほとんどなくなった。（40代の夫婦）

◆親子3人とも仮放免で、娘は高校に通学中。生活費は教会の信徒から支援してもらっているが、支援者も高齢化している。（60代の夫婦と娘）

◆母子で来日し、息子の日本人の父に対して認知請求を起こした。短期滞在の在留資格は延長されたが、コロナの影響で4月に予定されていた審判は延期された。友人に交通費や食事の世話を全面的にサポートしてもらっているが、所持金はない。（60代母と子ども）

◆いま裁判と再審情願で在留特別許可を求めている。昨年假放免されたが、直後からひどい歯の痛みや心臓の疾患などで治療が必要。他の家族（妻と3人の子ども）は生活保護受給中だが、本人はまったく収入がない中で医療費もかさみ、生活が苦しい。（50代の男性）

◆いま在留特別許可を求めている。今年5月に息子が生まれたが、日本人の妻は出産直後で仕事はできず、生活が困窮。（20代の男性）

- ◆父が長期間入管に収容されて不在だったため、母は精神を病んでしまった。保険にも入れず生活はとても不安定。（高校・中学・小学生3人の子ども）
- ◆家族全員が仮放免。本当は学校へ行きたかったが、お金がなく難しい。母はヘルニアのためひどい腰痛で、ときどき起きられないことがある。保険がないので手術に60万円くらいかかると言われたが、お金がないため治療ができない。姉妹で家事をして助けているが、母の辛そうな様子を見て、自分も辛い気持ちになり、悲しい。（10代の姉妹）
- ◆2年3ヶ月の収容生活から仮放免となったが、いま一般病院と精神科を通院している。夫はコロナ禍でアルバイトも失い、ガス代も、子どもたちの給食費も払えていない。長男は腫瘍を検査する必要がある、場合によっては手術しなければならない。（40代母と中学・小学生の子ども）
- ◆夫とは別居中で支援がなく、自営業の長男の収入と、他の子どもたちのアルバイト収入で、8人家族の生活を何とか維持してきたが、コロナ禍で4割減収。高校・中学・小学生の子ども4人の学費と生活費を確保するのが非常に苦しんでいる。（50代母と子どもたち）
- ◆難民申請中だが、父母とも就労は許可されておらず、第二子の出産時の費用の支払いも滞ったまま、ミルクやおむつ代もかさんでいる。（50代の夫婦と10代の子ども、乳児）
- ◆在留資格が「定住者」だったが、更新ミスにより現在は仮放免中。コロナ禍によりレストラン経営は破綻。店舗と住居の家賃納入に走り回っている。家族は8人。弁護士が身元保証人を申し出てくれて、入管に在留資格認定を急ぐよう求めているが、時期の目途は立っていない。（40代の男性）
- ◆就労禁止のため、生活は、就労できる長女の収入と外国にいる長男からの仕送りが頼り。しかし、長男も自分が生きていくことに精一杯なので、コロナのなかであまり無理をさせたくない。／息子や娘の負担を考えるとやりきれない。／みんなががんばって生きているのに、お金がないと苦しい。学校のお金が必要だが、親には言いにくい。（50代夫婦と10代子ども二人）
- ◆家族全員が難民申請中。長男が昨年までの長期収容で体調悪化、仮放免後に精巣がんが発覚し、手術をしたが、その後リンパ腺に転移。現在、化学療法入院治療中。低額医療措置を受けているが、それでも100万円を超える医療費が重くのしかかっている。これまで親戚に借金をして何とかしのいできたが、コロナ禍で親戚に頼れなくなった。（50代夫婦と20代子ども3人）
- ◆夫と共に来日し、難民申請中。本国で受けた迫害や日本での状況の不安定さもあり、いま精神科で治療を受けているが、保険もなく病院の費用が大変。（20代の妻）
- ◆夫と共に来日し難民申請。しかし、昨年2回目の難民申請が却下され、夫は収容を恐れて逃亡し現在連絡がつかない。子どもを3人も抱えており、定住先もなく大変困窮している。（20代母と幼児3人）
- ◆2004年から難民申請を繰り返しているが、仮放免中で就労禁止のため定職がない。娘は食道部に疾患があり、2度手術を受けたが、状態が良くない。無保険のために自己負担となっている高額な医療費の一部が未払いとなっていて、さらに7月に3度目の手術を受ける必要がある、医療費の負担が家計にのしかかっている。（40代夫婦と小学生2人、幼児）

- ◆再收容、仮放免を繰り返し、現在は妻と同居。日本人の妻の障害年金と、妻の親からの援助で生活が支えられている。(50代の男性)
- ◆仮放免で収入がないが、せめて子どもたちにしっかりご飯を食べさせたい。保険にも入れないので、子どもたちの健康のことも心配。宿題など日本人ボランティアに見てもらって助かっている。(30代の夫婦と小学生)
- ◆4ヶ月前に副鼻腔炎の手術を受け、今は喘息の治療を受けている。仮放免中で、夫にも職がなく、治療費や子どもの学費、食費、すべてにお金がかかり、大変困窮している。(30代夫婦と子ども)
- ◆就労不可の短期滞在なので、夫婦とも働くことができない。子どもは3人いるが、上の2人は高校には行けていない。精神的に参っており、抗うつ薬を飲んでいく。(40代夫婦、10代の子ども2人と小学生)
- ◆一時期、家族で公園に野宿していたこともあったが、今はアパートに入ることができた。しかし仕事ができず、家族を食べさせることができない。子どもたちの食べ物は知人から分けてもらっているが、十分な栄養が摂れていない。このままでは生きていくことが難しい。(30代夫婦と幼児3人)
- ◆仮放免中で貯金も底をつき、母国の親戚から送金してもらいながら生活していたところ、コロナ禍で親戚に頼ることもできなくなった。あとどれくらい生活資金が持つのか不安。/日本生まれ日本育ちだが、学校は中学校までしか行けていない。家族の家計の足しにするために働きたいが、それもできない。(50代夫婦と子ども2人)
- ◆夫は在留資格があり働いているが、妻は幼な子二人を抱えて働けない。妻と子どもたちは仮放免中なので健康保険に入れず、医療費の負担が重い。(20代夫婦と幼児2人)
- ◆小学1年生。扁桃腺の持病があるが、健康保険に入れず高額な医療費の負担が心配で、治療を受けることができない。支援金をもらえれば病院に行けるので嬉しい。(小学生)
- ◆家族全員が仮放免。数年前に夫が市内の公園で自死。息子たちを頼りに生きているが、次男は数年にわたる長期收容で、心身ともに疲労。加えてコロナ禍で、息子たちは不定期にあった手伝いの仕事もなくなり、わずかな蓄えも底を尽いた。家族も多いため困窮している。(50代母と子ども、20代娘夫婦と幼児2人)
- ◆両親とも難民申請中。コロナ禍でさらに家計が困窮しているため、栄養不足。偽性副甲状腺機能低下症を患っていて、以前は2ヶ月に一度病院に通っていたが、今は2週間に一度行っている。とてもお金がかかるので、助けてほしい。(幼児)
- ◆2016年に来日し、交際していた日本人男性の扶養をうけて生活して、2018年に子どもが生まれた。しかし、子の父は子の認知を拒み、昨年、母子を遺棄して逃げてしまった。母子はシェルターに保護されたが、在留資格「短期滞在」のため働けず、経済的援助も受けられない。(20代母と幼児)
- ◆1991年来日後、日本人と結婚し、成人した子もいるが、離婚後は妻とは連絡をとれない。子の援助も求められない。コロナ禍で日本人支援者も困窮し、頼れなくなった。ムスリムであることをやめたので、同郷、またモスクのコミュニティからも支援を受けられない。(50代の男性)
- ◆日本人男性と結婚していたが、2005年に離婚し、2008年にビザが切れた。2019年から1年ほど入管收容所において、現在は仮放免中であるため、仕事はでき

ない。小学生の子どもがいるが、養育が可能な状況ではないと判断され、児童養護施設にいる。コロナの影響でしばらく会えない。子どもと最後に会ったときには母語を忘れていてコミュニケーションがうまくとれなかったことが、とてもさみしい。近くに頼れる友人もおらず、孤立している。(40代の母)

◆母国でさまざまな困難に出合い6年ほど前に来日。日本でもかなりのストレス下に置かれたが、出会った日本人との間に可愛い子どもを授かった。ところが、相手はすぐに行方不明になってしまった。赤ちゃんが産まれた直後に一度目の難民申請の結果が不認定となり、その日から仮放免となった。しかしRHQも止まり、住民票も無くなった。(20代母と幼児)

2. 日本に来て、難民申請をしたが……

来日後、在留資格があるうちに難民申請をすると、多くは「特定活動」2ヶ月・3ヶ月が認められるが、就労はできない。また住民登録がないため、健康保険にも入れず、特別給付金10万円など公的支援は受けられない。難民事業本部(RHQ)から一日1,500円の生活支援金を受けることができるが、審査基準が厳しく、また給付期間も限られている――。

◆2月末に来日し、難民申請。RHQに申請したが、受給決定まで(インタビューまで)の待機期間が、コロナ禍でこれまで以上に長くなっているため、受給の目処が立っていない。持参したお金を切り崩し、フードバンクからの食糧支援でしのいでいる。(30代の夫婦)

◆友人たちの助けを得て生活をしてきたが、コロナの影響を受け、友人たちの収入も減少してしまった。妊娠していることが分かり、健診を受ける必要があるものの、友人たちにお金を借りることができず、未受診の状況が続いている。(30代の女性)

◆日本に来て間もなく、RHQ保護費を申請したものの、まだ受給できていない。知人に頼って生活をしているが、コロナ禍で知人の収入も減り、困窮している。(30代夫婦と幼児)

◆難民申請の審査請求手続き中であるが、コロナ感染拡大で手続きが止まっている。早期に在留資格を取得したいがそれが叶わず、ストレスが溜まっている。RHQからの支援を打ち切られた。(30代の男性)

◆難民申請をしたが、住まいを見つける前に緊急事態宣言が出てしまい、親戚の家を出られなくなった。仕事もできないので、所持金が少なくなり、これ以上、親戚に迷惑をかけられない。(20代の夫婦)

◆母と一緒に来日し、難民申請中。母国では高校に通っていたが、日本ではまだ学校に通っていない。日本の学校で勉強したいが、コロナの影響で日本語教室もやっていなかったので、言葉が喋れずとても不安。(10代の女性)

◆昨年入国後、難民申請をしたが、RHQの申請手続きがうまくいかず、生活が困窮。コロナ感染拡大で食料調達もできない日々が続いている。(20代の女性)

- ◆今年1月末に入国し難民申請をし、知人を頼って生活していたが、コロナ禍で知人の援助も得られなくなり、空き家で寝泊まりしていた。現在はシェルターに住居。（30代の男性）
- ◆本国で拷問を受けて来日し、難民認定申請中。就労許可を得てからは大学助手の仕事をしてきたが、コロナ禍で失職。LGBTなので、同胞コミュニティにも助けを求めることができず、家賃や光熱費、医療費が支払えないでいる。（30代の女性）
- ◆難民申請中、日本に来てまだ5ヶ月。日本語も不自由で、またコロナ禍で支援を受けたくてもできない。貯金を取り崩して生活してきたが、子どもたちに食べ物を買うことも難しくなっている。（30代夫婦と幼児2人）
- ◆2月末に来日し、来日早々コロナ禍におかれる。ホームレス状態だったが、シェルターを提供された。知り合いもおらず、頼れる人はいない。3月RHQに申請したが、コロナ禍でまだインタビューも受けていない。（30代の女性）

3. 帰国しようとするも、帰国できず……

- ◆仮放免になり、労災手続き終了後に帰国する予定だったが、コロナ禍で帰国見合わせになり、またアパートの契約更新期が来ていて、生活費の負担が大きくなったまま日本にとどまっている。（40代の男性）
- ◆留学生として来日中の妻のところに「親族訪問」で来ている時に、コロナ禍で帰国できなくなった。妻はアルバイトができない状況が続いており、知人からお金を借りて何とか生活をつないでいる。（20代の男性）
- ◆仕事と在留資格を失い、子どもを出産したばかり。帰国したいが、空港封鎖が解かれるまでの生活が不安。（30代母と乳児）
- ◆4月まで特定活動（難民申請目的）で滞在していたが、更新が不許可になった。しかし、母国への渡航はできないために帰国できず、短期滞在の在留資格への変更が許可された。就労できないために、借りていたアパートの家賃が払えず、知人宅に転居し、居候をしている。夫は本国にいるが、無職で頼れない。（30代母と子ども）
- ◆在留資格が切れて、シェルターに入居。宿泊費は管理者の厚意で無料となり、食費は協力者の支援物資提供で1ヶ月程度は大丈夫。しかし貯金もなくなり、帰国待ちの状態。（20代の元技能実習生と元留学生たち）
- ◆在留資格がなく就労ができない。日本人夫の収入は少なく、税金も滞納している。退去強制令書が出ていて、入管から一度帰国しなければビザは出さないと云われ、3月末に娘と二人で帰国を予定していたが、コロナ禍で帰国できない。（40代母と娘）
- ◆技能ビザで5年前に来日し、シェフとして就労。今年に入って雇用主が夜逃げし、賃金も3ヶ月未払い。労働基準監督署へ出向いた結果、雇用主は支払いを約束したが、現在のところ全く連絡がない。母国への帰国を決意したが、フライトが3度キャンセルされ1ヶ月以上待たされている。家賃は未払いが続いているが、家主は居住を認めてくれている。光熱費と食費、空港までの交通費などが必要。（40代の男性）

- ◆同胞コミュニティから、ホームレス状態の女性（30代）の保護について、相談を受けた。本人は仕事を探して働きたいと言っているが、「統合失調症」と診断され、働ける状態にない。シェルターにすぐに入所することもできない。しかし、同胞のシングルマザーが引き受けてもいいと言っている。ただ、受け入れる母子家庭もコロナ禍で失職し、経済的にとても厳しい。本人も本国の父親も、母国への帰国を望んでいるので、渡航費用の一部に充てたい。
- ◆帰国の準備をしていたが、予定していたフライト直前で空港閉鎖のためにキャンセルとなった。しかし、所持品なども全て処分してしまった。解約手続きをした家に何とか住まわせてもらっているが、退去しなければならない日が近くなっている。（30代の男性）
- ◆日本人の配偶者がいたが、昨年夫が病死。在留資格変更が認められないまま、ホテルで働いていたが、コロナ禍により失職。今年2月、帰国を決意したが、母国は日本からの渡航を制限しているため日本にとどまっている。5ヶ月分の家賃を払っていないため退去を求められている。（30代の女性）
- ◆在留資格「家族滞在」だったが、コックをしていた夫が亡くなったため、母国への帰国を予定していた。しかし空港封鎖で帰国できなくなった。収入なしの状態。（30代の女性）
- ◆日本人男性と結婚し、現在2歳の娘がいる。昨年、横暴な夫と協議離婚したものの、親権を譲らず、いろいろな経過で娘は児童相談所に保護された。市役所と相談するなかで親権者であることを認めてもらい、娘を引き取った。母国に帰国しようとしたが、コロナ禍で空港閉鎖。元夫から身を隠して知人宅に身を寄せていたが、長期化し、知人も生活に困窮しているため、シェルターに移動。母子の利用料一日1,500円と食費その他の生活費が必要。（20代母と幼児）
- ◆20歳のとき日本に来て、父親の認知と日本国籍を求めた。認知は得たが、国籍変更ができず、また、在留特別許可が得られなかった。仮放免7年ほどのすえ、食い詰めて、5日前に成田まで行ったが、飛行機が飛ばず、友人のところに戻ってきた。おそらく半年ほどは日本にいななければならない。（30代の男性）

4. 技能実習生／留学生として日本に来たが……

- ◆技能実習生として来日。昨年6月、工作中に溶解炉が爆発したため、左足、背中、尻を火傷。10月に実習満期になるため、会社は帰国させようとしたが、治療中なので帰国を拒否した。すると監理団体は、治療ビザに変更する手続きを拒否。労働組合は本国にいる妻と小学校の娘の来日ビザ申請を手伝い、来日。今年2月に治療が終わり、4月に後遺症認定が完了した。コロナ禍で家族3人はシェルターで避難しているが、収入がない。（30代男性と妻子）
- ◆技能実習生として来日。昨年6月、会社から突然、ビザ更新ができないからと帰国を迫られ、逃走。3ヶ月後、労働組合に駆け込む。現在シェルターにいるが、次の技能実習ビザ審査中なので、仕事ができない。（20代の男性）
- ◆技能実習生として来日。しかし職場では、ヘルメットを金槌で叩かれたり、釘を投げつけられた。そのことを監理団体に相談すると、かえって帰国を迫られたため、逃亡した。今年3月末で在留資格が切れ、現在の在留資格は特定活動2ヶ月。

就労ができないので、友人のアパートに居候させてもらっている。（20代の男性）

◆技能実習生として来日後、仕事がきつかったので逃げ、就労可の特定活動に切り替えてからは工場で働いていた。今年3月から仕事がなくなり、帰国するために航空券を買ったが、空港閉鎖のため帰国できず。短期滞在のビザは更新したが、就労可能なビザへの変更は難しい。（30代の男性）

◆技能実習生として来日。実習先がひどく、1年ほど前に離れた。大使館に助けを求めたが、何もならず、いま就労不可の特定活動3ヶ月。（20代の男性）

◆本国で140万円の借金をして「留学」資格で来日。日本語学校を卒業後、専門学校に進学したが、70万円の授業料が払い続けることができず、同胞のコンサルタントに相談し、難民認定申請。特定活動（就労可）のビザを更新しながら、工場での仕事を3ヶ月契約で繰り返した。しかし、コロナ禍で契約が更新されず、仕事を失った。（30代の女性）

◆日本の大学に通っていて、大学の友人たちから支援を受けていた。コロナ禍で友人たちから資金援助を受けられなくなり、大学を退学。今ではアルバイト収入もほとんどなく、家賃支払いや食料購入もままならず、生活に困窮。（20代の女性）

◆留学生として来日。アルバイトが半分以下に減り、月4万円くらいの収入なのに、家賃が月3万円、光熱費が月1万5000円、学費が月5万円かかり、困窮。（20代の女性）

5. 在留資格も住民登録もない超過滞在者は今……

◆来日後25年近く非正規滞在。昨年3月、長く続いている血便を医者に診てもらったために無料低額診療機関に行く。幸い、重篤な病気ではなかったが、無理がきかず、その後も友人宅に身を寄せている。しかし寄宿先の友人の収入がコロナ禍で激減してしまった。（60代の男性）

◆日本に25年暮らしてきた。配偶者の在留資格が取り消され、現在は特定活動（出国準備期間）なので、就業できない。長女と長男の収入によって生活費を捻出してきたが、コロナの影響で長女の仕事が全くなくなり、十分な食事もとれなくなった。（40代の夫婦）

◆日本人の父親を探すために来日し、短期滞在から超過滞在に。フィリピンと日本を行き来している父親をようやく見つけることができたため、認知の調停を申し立てることになっているが、コロナの影響で調停期日はしばらく先になりそう。現在は友人宅で世話になっていて、所持金はない。（20代の男性）

◆日本で仕事ができるというので、親の土地証書を担保に借金し、ブローカーに40万円を支払い、短期滞在で入国した。そのまま愛知、群馬、茨城、愛知、富山（溶接）と転々と働いてきた。コロナ禍で仕事もなくなり、友人の家で居候したり、モスクで寝泊まりしたりしながら暮らしている。（30代の男性）

◆父親が100万円の借金を残して死亡、母親が脳卒中で倒れた。わたしは遺産相続人で、保険の申請が遅れたため、この借金を返済しなくてはならなかった。日本で仕事ができるというので、昨年、短期滞在で入国した。そのままブローカーのもとに行くよう指示され、そのブローカーに4万円支払わされたうえ、最初の6カ月は

仕事もなく、借金が増えるばかりだった。いまはブローカーが迎えに来て、建設現場に連れて行かれ、解体作業の助手。時給は600円、月10～12万円ぐらいの収入から父親の借金の返済、脳卒中の母親の生活費のために6～8万円を送金している。しかし、借金を返済するまで日本で働くしかない。(20代の女性)

◆日本人の夫から暴力を受け、幼児を連れて逃げている。現在、日本人の子を養育していることを理由に在留特別許可の申請中であるが、在留資格がないため働くことができず、生活は困窮。(30代母と幼児)

◆日本人の子を今月末に出産予定だが、日本人の父は逃げた。夜の飲食店で働いていたが、コロナ禍で無職に。友人宅を転々とし、手持ち金もほとんどない。(30代の女性)

6. 就労可／資格外活動許可の在留資格でも……

◆2019年に再婚した日本人の夫は、家賃や公共料金だけを支払い、それ以外の生活費は一切渡してくれないため、生活費や子どもたちの学費は、ダブルワークと、長女のアルバイトで何とか生活してきた。日本人の夫との間でできた子どもを2月末に死産してしまい、体調管理のため休みを取っている間に非常事態宣言が発令され、アルバイト先から解雇されてしまった。またメインで勤めていた食肉加工の工場も仕事が減ってしまい、減収。長女のアルバイト先も仕事が減ってしまった。

(40代母と娘／日本人の配偶者等)

◆現在、高校3年生。昨年春、母がアメリカ国籍の同胞と再婚し、渡米後に送ってくれる仕送りで家賃や学費を払い、飲食店のアルバイトで生活。しかし3月、コロナ感染拡大でアルバイトを雇止めになってしまい、またアメリカにいる母からの仕送りも止まってしまった。(高校生／定住者)

◆1990年代初頭、日系二世・三世の受け入れが始まったことから来日し、25年間日本で暮らしているが、日本語はできない、特別なスキルもない。2018年、派遣会社から解雇され、失業手当を受給したが、再就職について報告したにもかかわらず(おそらく日本語が伝わらずに)失業手当が支給されつづけ、のちに不正受給で返還請求されることになった。いま分割で返済をしている。今年2月から高齢者介護施設で働き始めたが、時給1000円、手取りは12万円ぐらい。このうち家賃3万円、失業手当返済の分割払い、滞納していた健康保険料の分割払いを出している。しかしコロナ禍で残業がなくなり、これらの支払いが厳しくなっている。(50代の女性／日本人の配偶者等)

◆次男が難病にかかったことや、妻が妊娠したことから就労できなくなり、一人で家族を養うようになった。その後、娘2人が生まれ、ぎりぎりの生活をつづけていたところ、昨年、母の夫が脳卒中で倒れ、親たちを引き取った。今年1月、職場の塗装機械が爆発、生産が落ち込んだうえに、コロナの影響を受けた。4月の就労は7日のみ、さらに生活は逼迫。現在、市役所の福祉課と相談して、親の住居を分けて、親のみ生活保護を受給する方向で準備中。(40代夫婦と幼児／永住者)

◆家庭の事情で父親とは離れて暮らしており、母と子どもの8人家族。2018年に難民申請したが却下されて、現在の在留資格は「特定活動」4カ月。ただ長兄だけは早く来日しており、就労可の在留資格。生計費は長兄の収入と子どもたちのアル

バイトで賄っているが、8人家族での生活はかなり苦しくなった。(40代母/特定活動)

◆看護師として就労していたが、違法行為により逮捕され、勤務先の病院を解雇された。その違法行為については反省している。現在、看護師資格が取り消されるかどうかの審査の結果を待っている。母国の家族が重篤で医療費がかかるため、日本で看護師として就労を継続したいが、収入がまったくない。(40代女性/医療)

◆親からの虐待により、大学入学をきっかけに家を出て、シェルターに入居。親からは生活費や学費などの資金援助は一切なく、奨学金とアルバイトにより自活していたが、コロナ禍でアルバイト先は休業中。休業補償などもなく、収入がない。

(大学生/日本人の配偶者等)

◆母は母国にいる3人の子どものために日本で長年働いて、送金を続けてきた。今回、母国の夫と離婚し、下の子ども二人の認知のため日本へ呼び寄せた。手狭になったアパートも借り替えたところに、コロナ禍が押し寄せ、仕事につける日数も急激に減り、4月の給料は前月の半分。また、認知をした子どもたちの父親も、運輸関係の仕事をした。 (40代母と子ども/日本人の配偶者等)

◆母国に残っている家族のことを心配し、遠くから母国の大感染の状況を見るのがとても辛い。近所の畑でボランティアしたら食べ物がもらえたが、コロナ禍でそれも中止になった。とりあえず滞在する場所を確保しようとしたが、断わられた。

(50代男性/就労可の特定活動)

◆建設関係の仕事をしていたが、コロナの影響で失職。今月の家賃も払えない。

(20代男性/日本とフィリピンの二重国籍)

◆娘は高校に通学していたが、経済的にとても厳しくなり中退させてしまった。難民申請中の夫には仕事はなく、妻の収入だけで一家5人の生活をやりくりしている。(40代母と子ども/永住者)

◆母は食品工場で働き、息子のアルバイト収入もあったが、コロナ禍で母の収入は半減し、息子のアルバイトはなくなってしまった。(50代母と子ども/定住者)

◆今年1月にホテルのベッドメイキングの仕事に就くことができたが、2月末よりホテルが営業を休止してしまつたため、無職。その次の職が見つからない。2ヶ月分の給与でこの3ヶ月間を何とか生活していたが、生活費が底を尽いた。(30代の男性/就労可の特定活動)



上記は、支援要請申込書のうち第一回～第六回申込書(750人分)から抽出した、コロナ禍での外国人住民の「現住所」です。日本社会の底辺に押しやられ、SOSも発せられない人びとの、かすかなつぶやきを、しっかりと受け止めたい。なぜなら私たちは、「緊急支援基金」を立ち上げた時、この基金は「分断と排除を乗り越えて、一人ひとりの苦境の支えとなると同時に、しなやかで豊かな社会づくりの一助となるはずだ」と確信して始めたからです。

「片側通行の慈善とははっきり異なり、相互扶助への参加者全員が与える側と受け取る側の両方であることが、人びとを団結させる。」

これは相互依存であり、互いの富を分け合うよう協力する人びとのネットワークだ
》
(レベッカ・ソルニット 『災害ユートピア—なぜそのとき特別な共同体がたちあがるのか』)